

令和6年3月4日

入札参加者へのお知らせ

令和6年2月16日付け公告の「浦和競馬場ゴミ運搬処分業務」の仕様書について、下記の箇所を訂正いたします。

資料名等	内容
浦和競馬場ゴミ運搬処分業務仕様書 第3 業務の内容及び実施条件 (3)	表中の開催区分③JRA 場外開催 (昼間) の1日当たりのゴミ予定数量が400kg となっておりますが、500kg の誤りです。

浦和競馬場ゴミ運搬処分業務仕様書

浦和競馬場ゴミ運搬処分業務については、この仕様書に基づき行うものとする。なお、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項については、双方で協議し決定するものとする。

第1 業務目的

浦和競馬場で実施される本場開催及び場外開催（JRA 場外を含む）の期間中、競馬場から生じるすべてのゴミについて運搬・処分することを目的とする。

第2 ゴミ運搬対象の場所

(1) 浦和本場開催時

組合車庫内ゴミ集積スペース、設備棟ゴミ集積スペース、3号スタンド正門側入口付近、業務館入口、待機馬房（馬糞含む）の5箇所とする。

(2) 場外開催時

組合車庫内ゴミ集積スペース、設備棟ゴミ集積スペース、3号スタンド正門側入口付近の3箇所とする。

第3 業務の内容及び実施条件

(1) 浦和本場開催時

第2（1）の5箇所からゴミを運搬し処分する。

(2) 場外開催時

第2（2）の3箇所からゴミを運搬し処分する。

(3) 今年度の各開催区分における日数の内訳は下記のとおりである。また、各開催区分において発生するゴミの量について、1日あたりの予定数量を併記する。

開催区分		業務日数	1日当たりのゴミ予定数量
①	浦和本場開催（昼間）	56	800kg (馬糞150kgを含む)
②	南関東場外開催（昼間又は夜間）	131	200kg
③	JRA場外開催（昼間）	86	500kg
資源	カン・ビン・ペットボトル	273	30kg
産廃	産業廃棄物	52	25kg

(4) 発注者による指示がある場合を除き、原則として、最終レース終了後、近隣住民に配慮し、運搬時の騒音、振動等に注意して、指定場所のゴミを毎日運搬処分すること。ただし、集積所に集積してある空き缶類は、翌朝の開門前までに場外搬出すること。また、収集した際、集積場所に汚れが見られる場合は、デッキブラシ等を用いて、清掃を行うこと。

(5) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理すること。

(6) 本委託業務の実施において、受注者は、一般廃棄物収集運搬業許可、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分予定業者の産業廃棄物処分業許可を受けていなければならない。

(7) 受注者が産業廃棄物の処分を業務提携先施設において処分する場合、業務提携先の産業廃棄物処分業許可を確認の上、発注者と業務提携先は契約を締結する。

(8) 受注者は、発注者の交付する産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に中

間処理・最終処分まで適正に処理されたことを正確に記録し、発注者に提出すること。

- (9) マニフェストは受注者の負担とし、事前に必要事項(排出者・排出事業者・運搬受託者・処分事業場・処分受託者等)が記載または印字されたものを発注者に引き渡すこと。

第5 業務計画書の作成

- (1) 受注者は契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には契約書に基づき、次の事項を記載するものとする。
- ア 業務概要
 - イ 業務方針報告書
 - ウ 業務工程(派遣計画を含む)
 - エ 業務組織計画(業務分担表を含む)
 - オ 業務において使用する主な用具等
 - カ 連絡体制(緊急時を含む)
 - キ その他

第6 作業報告書の提出

受注者は、毎月の委託業務終了後、委託業務完了通知書(別紙様式)により受注者又は受注者が検査を行う者として定めた職員の検査を受けなければならない。

受注者は、契約を忠実に履行するため、監督員の指示に従い、作業終了後報告書を作成し、提出すること。

第7 仕様書どおりに行われなかった場合の措置

監督員は、業務が仕様書どおりに行われなかったと認めた場合は、その手直しを命ずることができる。この場合の費用は、受注者の負担とする。

第8 異常報告

現場責任者は、作業中に何らかの異常を認めた場合、速やかに監督員に報告すること。

第9 緊急の措置

業務実施上、緊急の必要があると認められる場合、監督員は受注者に対し、所要の措置を求めることができる。

第10 服装

ゴミ運搬処分作業実施に当たっては、受注者はゴミ運搬処分作業員に一定の服装を着用させ常に身分を明らかにすること。

第11 留意事項

- (1) 受注者は現場に常駐するものの中から責任者を定め、発注者に報告すること。発注者と協議する場合には、原則この責任者が行うこととする。
- (2) その他必要と認められる事項については、双方が協議し決定するものとする。
- (3) 受注者は業務中、次の事項を遵守すること。また、受注者は、受注者の従業員、派遣社員等(再委託先の者を含む)に本事項の周知、徹底を図ること。
- ア 浦和競馬場において、すべての勝馬投票券の購入及び払戻しを行わないこと。
 - イ その他、競馬に係る不正または不正と疑われる行為を行わないこと。